

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：27301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780484

研究課題名(和文)戦後直後の公立養護学校設置プロセスの研究 門司市立白野江養護学校を事例に

研究課題名(英文)A Study on the Process of establishing Public School for the Handicapped after the end of World War II : The Case of Shiranoe School for the Handicapped at Moji City

研究代表者

雪丸 武彦 (YUKIMARU, Takehiko)

長崎県立大学・地域創造学部・講師

研究者番号：60614930

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は戦後直後に設置された公立養護学校である門司市立白野江養護学校の設置のプロセスを明らかにすることを目的とするものである。この目的のため、当時の各種新聞や門司市の市会議事録、事務報告等を収集した。

この結果、白野江養護学校は、戦前高等女学校の女学生の体力向上のために建設され、戦争が激化して以降、要鍛錬者や陽転者の修練の場として使用された建物(道場)を使用していたことが判明した。そして1947年の学校教育法により養護学校のアイデアが示され、門司市は福岡県当局に確認をした上で、養護学校として転用したことが判明した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to reveal the process of establishing Shiranoe school for the handicapped at Moji city just after enacting School education act. For this purpose, I collected newspaper articles, journal of Moji city council during 1925-1950.

As a result, I cleared that the plant of Shiranoe school for the handicapped had been used to train students in higher girls' school at first, and after military escalation, that plant had been used for valetudinarian men to exercise their body. After the WW2, School education act was established and the idea of school for the handicapped was newly presented. I cleared that the government of Moji city decided to convert the plant to school for the handicapped after confirming with prefectural authority of education in Fukuoka.

研究分野：教育行政学

キーワード：養護学校 学校設置 健康 修練 道場

## 1. 研究開始当初の背景

国連総会において 2006 年に採択された「障害者の権利に関する条約」は大きなインパクトをもち日本の障害児ノ者をめぐる法制の変化をもたらした。このような変化の歴史的意義を考えるためにも、日本における障害児教育史の正確な捉えがより不可欠となっている。特に障害児の教育を担ってきた養護学校の歴史はその捉えの中で重要な位置を占める。

我が国の法令上、養護学校の設置根拠となる規定が登場したのは 1941 年、国民学校令の制定によってである。同令施行規則第 53 条において「身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」とされた。

もっともこの設置根拠に基づかない、事実としての「養護学校」はそれ以前から設置されていたことが指摘されている。例えば、1917 年の白十字会による白十字会林間学校や、1929 年の大阪市立長谷川郊外学園、1933 年の麹町区麹町臨海学園、1936 年の東京府立久留米学園等がそれである。荒川らの研究(1976)や文部省(1978)によれば、大正時代以降、学校衛生行政の整備と身体虚弱児の養護への関心の高まり、国民の体位向上策、経済不況に伴う貧困層の身体虚弱児対策、を背景に身体虚弱児教育の必要性が認められ、養護学級や養護学校が法令に先んじて生まれたとされている。事実としての「養護学校」の成立と、法令としてのその制度化が戦前、戦中の障害児教育史の一つの通説である(通説とする)。

そして通説では障害児教育は戦前・戦中の発展ののち、戦争が激化する中で停滞あるいは消滅し、戦後から再スタートする、との認識が存在する(例えば平田 2010)。障害児教育史における戦争による断絶性が通念として思考枠組みに組み込まれている(通説とする)。

一方、戦後は 1947 年、学校教育法の「第六章 特殊教育」において養護学校が制度化された。この制度化は国民の教育を受ける権利の保障の体系のもとで規定され、それゆえ養護学校による障害児の就学の保障が期待された。しかし、養護学校に関する就学義務、学校設置義務は棚上げされ、財政的支援がなされなかったため戦後長らく自治体での学校設置は進まなかった。これにより人権思想に裏打ちされた養護学校の制度化はほぼ有名無実化した、というのが障害児教育史における通説である(通説とする)。

だが、この通説にもかかわらず、実際には学校教育法制定直後に自治体の設置する養護学校が完成していた。それが身体虚弱児を対象とした門司市立白野江養護学校である。この養護学校の存在は通説、を覆すものであり、その修正を迫るものである。

既に事実としては判明している門司市立

白野江養護学校の設置のプロセスを明らかにすることは、上述のような正確な障害児教育史の捉えに寄与するが考えられるが、研究開始当時、門司市立白野江養護学校の成立史に関する知見は全くといってなかった。本研究を開始したのは以上のような背景がある。

## 2. 研究の目的

上記のような背景のもと、本研究は白野江養護学校の成立史を明らかにすることを目的とした。これに関して特に留意したのは次の点である。

門司市立白野江養護学校の名称は全く知られていないわけではない。例えば文部省(1978)においても同校の名前は記載されている(200 頁)。また、心身障害児教育財団(1981)においても同様に「最初の公立病弱養護学校」として登場するのである(276 頁)。

しかしながら、そもそも一体いつ養護学校として成立したのか、ということに関して現在も確定がなされていない。北九州市史編さん委員会(1983)は 1947 年、文部省(1978)は 1949 年、心身障害児教育財団(1981)や杉本(2008)は 1950 年としており、「最初」が何年のことなのか、成立年は不明確なままである。戦後の新教育を語る上でも養護学校制度発足の「起点」としての白野江養護学校は見逃せない存在であるが、その成立年さえ確定していない。

そして、名称が知られている一方で、門司市がいかなる認識のもと同校を設置したのか、という史実は一切明らかにされておらず、ほぼ手つかずの状態にある。戦前、戦後の福岡県の病弱教育の通史をまとめたものとして、全日本病弱虚弱教育研究連盟教育史研究委員会(1990)や、その執筆に関わった小山亨がさらに詳述した小山(1985)があり、門司市の動向も一部記載されているが、それらは入手した史・資料の年代順の羅列に止まっており、上記の問いに答えられるものではない。これに関しては、唯一、戦後直後の門司市速記録や決算書を使用しその設置プロセスを追った雪丸(2011)がある。この研究により門司市は市会内の議員、教育課職員との協議を経て、戦中に設置した身体虚弱児対象の修練施設を使用し養護学校を設置した経緯が明らかになった。これは戦前、戦後の障害児教育の連続性を示すものであり、通説の修正をもたらす発見であったと言える。

ただし、養護学校設置を可能にした政治的要因の記述はあるものの、通説と関連付けられるべき戦前、戦中までの門司市の中・長期的な社会経済環境の分析、特に市に昇格し、港湾都市として急速な発展を遂げていた 1899 年以降の状況とそれに付随する教育施策の蓄積、さらにそれらによって結実したと考えられる白野江養護学校の設置の一連の流れについては分かっていない。

このため、「なぜ門司市は養護学校を学校

教育法制定後直後に設置し得たのか」と問いをたて、1900年以降の門司市の社会的、経済的環境や教育政策の推移を明らかにすることとした。

### 3. 研究の方法

上記の研究目的に沿い、研究者は関連する資料を研究期間（平成25～27年度）に収集することとした。研究に主に使用する資料は、門司市会・市議会速記録、福岡県及び門司市統計書、門司市予算書、門司市決算書、市勢要覧、職員録、戦前の市教育会の出版物、旧門司市内小学校・特別支援学校に残されている資料、戦前の福岡県の行政資料、福岡県教育会の出版物、新聞記事、白野江地区に居住する人物への聞き取り調査を通じた口述資料、とした。

研究開始当時、既に入手している資料はのうち戦後のもの、のうち昭和16～28年度のもの、のうち昭和9、10、23～26年度のもの、のうち戦後のもの、のうち検索可能な範囲で全ての資料、のうち特別支援学校に残されている資料、のうち昭和6～19年の『福岡縣教育』、のうち戦後の西日本新聞、毎日新聞（北九州版）の記事、であった。研究期間中は福岡県立図書館、北九州市立中央図書館、市立文書館に主に足を運び、できる限り上記の資料収集に努めた。

なお、この過程ではこれまで知られることのなかった戦前、戦中期の門司市事務報告書を発見することができた。

### 4. 研究成果

研究期間において次の4点を明らかにすることができた。

第1に、門司市では戦前からその自治体特性に伴う衛生環境悪化に付随する政策課題の解決を図っていた。すなわち、特別教育として貧困児向けの特別学級を開始し貧困児の救済を図っていた。

第2に、戦争に伴い国民の健康が注目される中、特別教育による救済の範囲が拡大した。門司市は地域の政策課題の解決のみならず、子どもが体が弱くは困るとの国家的課題の解決を引き受けることとなり、結果門司市特別教育は貧困児教育のみならず、身体虚弱児向けの夏季聚落の実施を進めた。

第3に、門司市の特別教育の伝統は戦前戦後をこえて継続した。白野江養護学校の建物はもともと市立門司高等女学校が1940年の皇紀2600年記念行事として設置が決定された修練道場であった。1942年に竣工した同道場は、その後国民体力法に基づき県の指示により設置された白野江健民道場として使用されることになり、1944年には要鍛錬者や陽転者のための修練の場として使用された。健民道場は少なくとも1945年5月まで使用され、そして1946年度まで福岡県の補助金を受けていた。その後、1947年の学校教育法により養護学校のアイデアが示され、門司市

は福岡県当局に確認をした上で、養護学校として転用することとした。

第4に、1947年に開校した当初は白野江小学校付属養護学校としてスタートした。なお、この段階で実態としては教員組織も教育も分離していた。その後1950年に養護学校が小学校から分離し、単独に校長も置かれることになった。こうして初の公立養護学校が生まれた。

以上のように、門司市の独自の環境が子どもたちの身体に目を向けさせることになり、その後の体力向上の施策及び施設が戦後の病弱・身体虚弱児の養護学校として理念での類似性、親和性を伴い継承された。戦前の施策、施設、さらには理念といったレベルでの遺産を引き継いだものであった。そして1947年に付属学校という形で、1950年に単独の公立養護学校として成立することになった。以上が本研究の成果である。

なお、本研究で収集した資料は年表としてまとめており、報告書の形で公表を予定していたが、残念ながら予算の関係上、その公表ができなかった。今後何らかの形で公表できるよう努めたい。

### 引用文献

- ・荒川勇・大井清吉・中野善達（1976）『日本障害児教育史』福村出版。
- ・北九州市史編さん委員会（1983）『北九州市史 五市合併以後』。
- ・小山亨（1985）『福岡県病弱教育史』。
- ・心身障害児教育財団（1981）『特殊教育三十年の歩み 戦後を支えた人と業績』教育出版。
- ・杉本章（2008）『障害者はどう生きてきたか 戦前・戦後障害者運動史〔増補改訂版〕』現代書館。
- ・全日本病弱虚弱教育研究連盟教育史研究委員会（1990）『日本病弱教育史』デンパン株式会社。
- ・平田勝政（2010）「第3章 戦後「特殊教育」制度の整備と問題点」中村満紀男・荒川智編著中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書房、131-140頁。
- ・文部省（1978）『特殊教育百年史』東洋館。
- ・雪丸武彦（2011）「昭和20年代における地方自治体の養護学校設置政策の研究」（日本教育行政学会第46回大会発表資料）。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

雪丸武彦 他、春風社、現代の学校を読み解く：学校の現在地と教育の未来、2016、215-254

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

雪丸 武彦 (YUKIMARU TAKEHIKO)  
長崎県立大学・地域創造学部・講師  
研究者番号：60614930

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：